

2017年1月11日提出

ID1333 須藤茉衣子

## 博士論文概要

タイトル：増える保育所と子どもの健康—東京都1市の12認可保育所における調査から—

女性就労の増加に伴い、全国の保育所等の利用児童数は、2006年度に200万人を超え、2015年4月1日時点では、約237万人である<sup>1</sup>。また、保育時間の長時間化も進んでいる。児童福祉施設最低基準では、保育所の1日の保育時間は原則8時間と定められている一方、1日11時間を超えて保育を実施している保育所の割合は、1998年では28.6%であったのが、2003年には全体の53.9%になり、2013年10月1日時点では76.8%と(17,359か所)、全体の7割を超える<sup>2</sup>。2015年に始まった子ども・子育て支援新制度では、保育時間に関して、1日あたり8時間までの「短時間」と11時間までの「標準時間」という2区分が設定され、1日11時間の開園や土曜日の開園が原則化されたことで、保育時間の実質的延長が明確化された<sup>3</sup>。

保育政策が少子化対策や女性の活躍推進の観点から重要視され、早朝保育や夕方の延長保育、夜間保育といった、多様な保育制度の拡充が推進されるようになったのは、1990年代以降、少子化が深刻な社会問題として認識されるようになってからのことである。それ以前には、財政上の問題などから、保育の利用対象をできるだけ抑制しようとしていた。昭和33(1958)年の『厚生白書』では、「すべての児童が、両親の温かい愛情に包まれた家庭の中で穏やかに育てられることが、児童の健全育成にとってもっとも望ましい姿である」と記されるなど、国の公的文書においても、保育所での集団保育ではなく、家庭保育重視の姿勢が示されていた。

保育所対象児童の制限、家庭保育の重視、というそれまでの流れを大きく変えたのが、1989年に合計特殊出生率が1.57を記録したことで顕在化した少子化問題であった。出生力の低下や労働力不足が懸念される中、保育政策を拡充することで、出生率や女性の就労率の増加につなげようと考えられるようになる。平成元年(1989)の『厚生白書』では、「保育需要の多様化に応じたきめ細やかな保育サービスを提供していくことが必要」、と述べられ、保育政策を拡充する方針が示された。家庭保育重視の姿勢から一転して、平成10(1998)年の『厚生白書』では、「子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」という「三歳児神話」に関して、「少なくとも合

<sup>1</sup> 厚生労働省：保育所関連状況とりまとめ(平成27年4月1日)。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098531.html> (2016/09/10アクセス)

<sup>2</sup> 全国保育団体連合会・保育研究所編：保育白書2015年版。ひとなる書房，2015，p114。

<sup>3</sup> 保育白書2015年版(脚注2)：p79。

理的な根拠は認められない」と明言され、また「育児不安や育児ノイローゼは、専業主婦に多くみられる」と、家庭での母親による子育ての問題点が指摘され、より多くの人が保育を利用できる環境を作っていく必要があると、従来とは全く異なる論調がみられる<sup>4</sup>。

保育所利用児童数の増加は進み、1997年には共働き世帯数が方働き世帯数を逆転して多数派となり、翌年の1998年には、児童福祉施設である保育所を利用する児童数が、教育機関である幼稚園に通う児童数を上回った<sup>5</sup>。その後も、保育所利用児童数は、毎年数万人の規模で増加してきた。同時に、原則1日8時間という保育時間は現実に即さないものとして認識され、1日11時間の開所が一般的となり、延長保育や夜間保育の実施、日曜・祝日の休日保育の実施など、保育時間の長時間化や、保育内容の多様化が進んでいる。

しかし、国内外の関連する先行研究では、長時間の保育を利用する子どもに情緒や行動面での問題が多くみられるなど、保育時間が長時間化することでの子どもの身体的・精神的負担を懸念する声や<sup>6,7</sup>、保育時間の長時間化は、帰宅時間の遅延化につながり、食事や睡眠習慣といった家庭生活にも影響を与えているのではないかとといった指摘もある<sup>9</sup>。また他方では、労働時間の長時間化や非正規雇用の増加が問題となっている中で、就労保護者の職種や労働時間、雇用形態等が、家庭での子育てや保護者自身の精神健康に影響を与え<sup>10,11,12</sup>、さらに、子どもの精神的健康にも影響を及ぼす可能性も報告されている<sup>13,14</sup>。保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「少子化対策」は、保育を利用する親子の健康や生活に負担をかけ、マイナスの影響を与える可能性はないのだろうか。

現状の保育政策をめぐる議論においては、子育て期の親子の現状に対する理解や配慮が十分になされているとは言えない。長時間労働や非正規雇用の増加など、保護者世代の働き方が大きく変化し、保育の利用時間も長時間化している中で、就労保護者が仕事と子育ての両立に困難を抱え、子どもにも負担やストレスをかけている状況にあるのではないかと、という問題関心のもと、本研究では、これまでの保育政策の変遷を整理したうえで（第I章）、

<sup>4</sup> 厚生省：平成10年度版厚生白書、p84。

<sup>5</sup> 厚生労働省：平成24年版厚生労働白書、pp308-309。

<sup>6</sup> 松島富之助ほか：長時間保育が児童の心身発達に及ぼす影響に関する研究。日本総合愛育研究所紀要第5集、1970、113-130。

<sup>7</sup> 望月武子ほか：保育所における長時間保育実施上の諸条件に関する研究。日本総合愛育研究所紀要第11集、1976、121-179。

<sup>8</sup> 高橋種昭ほか：延長保育が児童の生活・発達に及ぼす保育効果に関する研究。日本総合愛育研究所紀要第21集、1985、249-277。

<sup>9</sup> 小伊藤亜希子ほか：帰宅時間の遅延化が子どもの生活に及ぼす影響。日本家政学会誌56(11)、2005、783-790。

<sup>10</sup> 平岡康子ほか：乳幼児をもつ就労女性の育児ストレスと職業性ストレスの分析。小児保健研究63(6)、2004、647-652。

<sup>11</sup> 八重樫牧子ほか：母親の子育て不安と母親の就労形態との関連性に関する研究。川崎医療福祉学会誌12(2)、2002、219-239。

<sup>12</sup> 酒井厚ほか：就労する母親の育児ストレスと精神的健康：職場も含めたソーシャルサポートとの関連から。小児保健研究73(2)、2014、316-323。

<sup>13</sup> Strazdins L et al.: Job quality and inequality: parents' jobs and children's emotional and behavioural difficulties. Soc Sci Med 70(12), 2010, 2052-2060.

<sup>14</sup> Strazdins L et al.: Combining work and family: Rewards or risks for children's mental health? Social Science & Medicine 87, 2013, 99-107.

保育を利用する子どもの健康や家庭生活を把握するため、東京都 1 市の認可保育所利用者を対象とした横断調査を行った（第 II 章）。

子どもの健康に関して、本研究では、子どものメンタルヘルスに注目した。最初に、子どものメンタルヘルスを測るための尺度作成を行ったうえで、作成した尺度を使用し、子どものメンタルヘルスに影響を与える保育環境の検討を行った。その結果、保育時間（10 時間以上）や家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日に両親と一緒に過ごしていない）が、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与えることが示された。さらに、そのような保育時間や家庭での親子の過ごし方と関連している保護者の要因を検討したところ、保護者の就労形態（正規雇用）や就労時間（夜 10 時以降の就労がある）といった就労状況が、長時間の保育利用につながっていること、保護者の年齢（20 代）や学歴（高校まで）、世帯年収（500 万円未満）といった社会経済的属性や保護者の精神健康が、家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日両親と一緒に過ごしていない）に影響を与えていた。また、保護者の精神状況は子どものメンタルヘルスと強く関連していた。

こういった研究結果から、保育時間の見直しや、長時間労働、不規則・不安定な労働条件の改善、育児期家庭の経済格差の是正、就労保護者の精神健康への配慮などによって、親子が時間的にも精神的にも余裕のある生活が送れ、家庭で安定した関係を築きけるよう、環境を整えていく必要があると考察した（第 III 章）。

少子化が問題となる中で、保育政策に対する期待は、ますます大きくなっている。保育所がないから働けない、子どもを産めない、という議論も起きている。確かに保育所に子どもを預けられないために、就労の機会が制限されることはあるだろう。しかし、少子化の根本的な原因は、労働環境や、男女間の関係性、家族のあり方などを無視して論じることはできない。経済最優先で、保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「子育て支援政策」は、保護者が仕事と子育てを両立することをより困難にし、子どものメンタルヘルスにもマイナスの影響を与える可能性がある。保育所を増やし、保育時間を延長するだけでは、保護者の仕事と子育ての両立を支援することはできないし、乳幼児期の親子の時間を奪い、安定した生活や関係性を築くことを困難にしてしまうことにもつながり得る。出生力や労働力率といった社会・経済指標ばかりに注目するのではなく、子どもたちに、どのような環境で、どのように育ってほしいと望むのか、子どもの視点に立った保育政策のあり方が考えられるべきである。